

「一体改革」でどうなる社会保障、再生のための課題 ～社会保障制度「改革」とどう戦うか～

芝田 英昭 (立教大学コミュニティ福祉学部)

目 次

- 1 アベノミクスの三本の矢とアベノリスク
- 2 社会保障と税の一体改革は何を目指すのか
- 3 TPP参加は社会保障に何をもたらすか
- 4 社会保障再生の射程・・・「能力の協働性」から税負担を考える
- 5 社会保障再生の射程・・・「レモンの原理」からの市場化批判

1 アベノミクスの三本の矢とアベノリスク

2012年暮れに安倍内閣が成立して「アベノミクス」という非常にセンセーショナルに様々な経済改革を行っております。表面的には、成功したかのようにいわれ、経済成長も3%近くになるだろう、景気が良くなったと言われております。本当にそうなのか、多くの疑問が残ります。確かに、デフレからインフレに変わってきました。我々が購入する商品の価格も上がってきましたが、それに従って賃金も上がった、という実感を持つ人はほとんどいないと思います。賃金が上がらない中で、物価だけが上昇すれば、実質的な可処分所得が増えるわけがありません。税金も高くなっているのですから、当然、我々の生活が豊かになったとは決していえません。そういう意味では、まさに「アベノリスク」と言うことができると思います。

・第一の矢 → 大胆な金融政策 → 日銀に建設国債を買わせ円をばらまく(禁じ手、円安)

第一の矢は大胆な金融政策ということです。簡単に言いますと、建設国債の多くを日銀が引き受けることなのですが、これは、いわゆる「禁じ手」といわれまして、財政法の中でも禁じております。中央銀行が国の発行する国債を引き受けると、実体経済が不安に陥ります。世界的にも、そういうことをするのは戦時下のみであって、通常経済においてはやってはいけないことです。

日本銀行のホームページには、日銀による建設国債を何故禁じているかという国民向けに開設したページが存在します。日銀は自ら建設国債を買い入れると言っているけれども、法律でも禁じていることをしているというのは、実体経済とかけ離れたところで円がばら撒かれているということです。

何故物価が高くなるのか、インフレになるのかというと、市中に出回っている貨幣量が増えれば、一つ一つの商品の価格は上がるというのは当然の話です。建設国債を日銀がどんどん買い入れて経済が良くなるのではなくて、貨幣量が増えたというだけで、実体経済は何も変わっていないんです。むしろ、悪化しているのではないかということがいえると思います。

何故禁じ手を犯してまで日銀は建設国債をどんどん買ったのかというと、これは非常に

単純です。昨年8月に、いわゆる社会保障と税の一体改革で、消費税増税法案が通っています。その消費税増税法の中の附則に経済条項というのがあります。消費税を上げるまでに、経済の成長率が安定して平均的に2%なければいけないと書いてあります。2%の経済成長があることによって、来年の4月から8%に上げますよということです。再来年の10月からは、10%にしますと。つまり、前提として、2%の経済成長を作らなければいけないんです。架空経済であろうが何であろうが、市中に円をばら蒔いて経済成長があったように見せる必要性があったんです。見せかけの成長を国民に見せて、消費税を上げるのが目的で、それ以外の何ものでもないということです。

アベノミクスの第一の矢には、もう一つの意味があります。7月に参議員の半数の改選です。つまり、7月の選挙までに経済が復興しているかのように見せる必要があるんです。それは、自民党への支持率と繋がってくることになります。自民党は高い経済成長と高い安倍内閣支持率を維持して、一気に参議院選挙にだれ込むということを目論んでいます。何故そこまでして選挙に勝とうとしているのか。それはいわゆる憲法96条問題です。安倍内閣は憲法を変えろと言っていますが、憲法全体を一気に変えろというのはできませんので、3分の2以上条項を過半数に変えるというのが彼らにとっての大きな命題なんです。そのために、3分の2以上の議席を自民党を中心とする改憲派で占めようとしているわけです。

しかし、この段階に来て、同志と目されていた改憲を自認する日本維新の会が非常にぶれている状況にあります。特に女性を蔑視するような発言あるいは従軍慰安婦問題に対する発言を、橋下徹氏は繰り返し行っています。最初の発言の後、マスコミが多くの国会議員や国民に対してインタビューを行いました。その時の反応は、自民党の多くの幹部は、いくら何でもこれはおかしいという発言をしていました。実は、裏で橋下と自民党が結託をしているんです。つまり、維新の会に対する攻撃が集まって、維新では駄目だ、維新よりは自民党の方がまだましだ、やっぱり自民党は凄いなと思わせるトリックなんです。

これにはもう一つの意味があります。つまり、橋下氏は、埋没している維新の会の位置付けをもう一度回復したいという思いと、自民党から歴史認識について非常に右寄りの発言をしろと言われたという2面性があるんです。実は、その少し前に、地元の宝塚市で市長選挙がありました。そこで維新の会は、市長候補を立てましたが、惨敗で自民党推薦候補が当選しました。これは決定打といわれるくらい、維新の会の支持率がどうやっても回復できない程下がっているということの証なんです。そこで、いわゆる起死回生を狙って、どういうことを言えばマスコミが来るか分かっているのに、普通であれば間違っていると思われる歴史認識を平気で語っているんです。そして、毎日のようにインタビューアークが来る、注目が彼らに集まっているという状況です。ただそれは、自民党の支持率を上げたい、「まだマシ論」という形で自民党の参議院選挙における雪崩的な大勝を願ってという目論見があったと考えていただいたら結構かと思います。

自民党の改憲案については、この間の国民栄誉賞で安倍首相が野球のユニホームを着て出ていましたけれども、背番号が96でした。96条を変えたいという意図があった。それをマスコミから聞かれたら、いやそうではないと、自分は第96代の総理大臣だからと言っていますが、本当は、96条を変えるというインパクトを国民に与えたかったんだと思います。

そして10日程前には、航空自衛隊の慰問をして戦闘機に乗るわけです。その写真が世

界中にばら撒かれました。しかもその機体のナンバーが731であったということで、早速、韓国と中国が反応しました。第2次世界大戦中の細菌兵器を開発していた医師防疫部隊が731部隊だったわけです。普通であれば、そういう反応をされるのが分かっているのですから、731というのが写らないように配信すべきところを敢えてそこを写させているのは、何か意図があったのではないかと勘繰られてもしようがないと思います。これは多分偶然だったと思いますが、自衛隊が敢えてそういうことを考えて、期待したということもなくはないだろうとも思います。

どちらにしても、戦後の自民党政権の中では、最も危険なのが安倍政権だということがいえると思います。

・ **第二の矢 → 機動的な財政政策 → 公共事業バラマキ（国土強靱化、ゼネコンへ膨大な資金流入、東日本大地震の被災地の崩壊）**

第2の矢ですけれども、機動的な財政政策ということで、旧自民党型の公共事業のばら撒きです。ついこの間、国土強靱化法という法律が国会に出されました。国土強靱化と称して、耐震であるとか耐津波等のためにお金をばら蒔くということです。いわゆるケインズ政策、有効需要の創出という形で、ゼネコンがいかに儲かるかということをやっているわけです。

ちなみに、この国土強靱化である公共事業は、消費税と関わっているんです。消費税を上げていく、あるいは社会保障の目的税にするという改革法が、昨年8月に成立しておりますが、初めに衆議院で審議され、修正がかけられて参議院に送られています。修正前になかった文言が参議院を通過する時点で加わっています。先ほど経済条項の話をしましたのが、附則の18条です。第2項というのが新たにできて、消費税増税で日本の震災復興を目指して公共事業に使います、ということが加えられたんです。ということは、消費税は、社会保障のために使う目的税にするといいながら、参議院に送付された段階では、修正が入って公共事業にも使えますというふうに変わっているんです。国民に説明して通している段階と、通った後では、そもそもの消費税の目的が変わってしまったんです。消費税増税が社会保障のためだとしても、これは大きな問題があるし、私は大反対です。

・ **第三の矢 → 民間投資を喚起する成長戦略 → 徹底した規制緩和（TPP交渉参加決定、産業空洞化）**

そして、第三の矢が、民間投資を喚起する成長戦略です。規制改革会議でも議論されています。我が国における経済的な規制をまず撤廃していくということです。その決定打として、TPPに参加交渉に加盟する、それが最も手っ取り早い、それが第三の矢ということです。

2. 社会保障と税の一体改革は何を目指すのか

1) 社会保障の範囲の矮小化

社会保障と税の一体改革の法律が通ったあとの文言を見ますと、「自助、共助、公助」で「自助」が強調されています。それは、社会保険の社会保障からの排除ということなんです。社会保険というのは、もちろん公的なものです。国庫負担もあれば、あるいは国民に対して加入を強制するものですから私的な保険とは違うものです。しかし、敢えてこの改革法の中では、「自助」は自分でどうにかしなさい、「共助」はまさに社会保険、「公助」

は生活保護や各種福祉制度のみと書いてあります。つまり社会保険は、もう社会保障ではないということです。公的なものではなく、互いに助け合う制度というふうに、一步踏み込んでしまっているんです。旧来のいわゆる救貧法、1601年から始まったイギリスのエリザベス救貧法と言われていました。

2) 社会保障制度改革の進め方の不透明感

昨年8月21日に「社会保障制度改革国民会議」というのができまして、丁度1年間の時限的な設置ということで、今年8月に最終報告書を出して、我が国の社会保障制度改革の中身を策定すると言っています。ただ、参院議員選挙が7月21日に行われる予定で、8月に最終報告を出すのでは間に合いませんので、精力的に国民会議が開かれています。現在までに10回、うち今年になって7回開かれています。

その中での議論は、例えば、医療保険の場合、保険給付の範囲を「適正化」ということが言われています。「適正化」という言葉は、適宜・正しくしていくということです。実態は、保険給付の範囲を極めて縮小していくということです。

保険料の「負担の公平」、公平といえば非常に分かりやすいですけども、高いところで合わせましょうという話です。後期高齢者医療制度においては、現在1割負担ですけども、法律上では2割負担なんです。最終的には一般就労者と同じように3割にすべきだという議論をしています。しかし、働いていない人からも、働いている人と同じように負担をさせるのは「公平」とは言いません。ですから、負担する部分のみについて公平をかざしているわけです。

介護保険サービスの「重点化」ということでは、医療のところでは「適正化」ですけども、「重点化」というのは、絞り込むということですから、結果的には、保険が適用される部分を縮小ということです。言葉としては「適正化」、「重点化」という言葉を使っていますが、要は保険の利かない部分を拡大するという事にほかなりません。

そして、医療や介護における社会保険のところでは、「保険原理を徹底」と言っています。つまり、保険料を払ったり、自己負担をするものにしか給付はしないということです。しかし、それは私保険の原理なんです。私保険は、がん保険でも生命保険でも、商品として売られている保険というのは、保険料を払った人にしか給付はありません。リスクの高い人ほど保険料は高い。これは、私保険である限り、商品として売られているからなんです。でも社会保険は違います。払えない人は払わなくてもいいんです。その代わり給付はあるという「人権原理」が高らかに謳われているんです。いわゆる社会保険としての医療や介護保険のはずなんです。「保険原理の徹底」という方向性は、国民健康保険によく現れていると思います。国民健康保険においては、特に市町村国保の場合、革新的な市町村であれば違うかもしれませんが、ごく一般的な市町村においては、国保の窓口には、ある標語が書かれたポスターが張られている場合が多いんです。「国民健康保険は、国民の皆様から保険料をいただいて、その保険料によって成り立っています。ですから、保険料は払わなければいけません。」というようなことが書かれています。

当然、保険システムであれば、保険料を払うのは、当たり前ですが、所得が低ければ払えないこともあるんです。あるいは災害等に遭ってしまって、一時的に収入がなくなる等、様々な要件のもとで、保険料を払えないけれども、医療にあずかりたいと考える場合もあるはずなんです。国のシステムで、法律として決められているわけですから、当然、

「払えない人は払わなくていい」という文言があるんです。国保法の第44条がそれにあたる部分です。減免規定等の文言があるにもかかわらず、窓口に行くと、払わなかった人は悪いというペナルティーを科すところも多くなっています。国保料を払っていないがゆえに、公民館を利用させない、あるいは高齢者であれば、その市町村にある特別養護老人ホーム等に入所させないとのペナルティーを科しているところが極めて多くなっています。

悪質だとレッテルを張られると、財産の差し押さえ等が行われている場合もあります。一昨年私が出しました「国保はどこに向かうのか」という本の中でも書きましたが、鳥取の方では、農業従事者にとって生業に関わる農機具などを差し押さえしていたりします。国保税というのは地方税になりますから、地方税法の中では生業に関わる道具等の差し押さえをしてはならないとされています。農業に携わる人が農具をとられれば、生業ができないので収入がないのに払えるはずがないわけです。ということで、生業に関わる道具等は差し押さえをしてはいけないと書いてあるのに、差し押さえしている自治体すら存在しているわけです。ここまで徹底してやられております。もちろん差し押さえの前には、延滞金等が加算されて、高い利子のついた延滞金など全部払わなければなりません。利子は14.6%です。14.6%というのは、現在の金融機関における貸し出しの最大金利です。公共団体である自治体が行うような税金の滞納等に対してのペナルティーが一般民間金融機関の最高金利と同じであるというのは、あり得ないと思います。14.6%というのはとてつもない額になってきますから、そういうことが現在の和が国では、広汎に行われているわけです。それがどんどん拡大されているんです。

生活保護の改革の中身は、就労の強制、なるべく生活保護を受給させないということです。現在、我が国の生活保護受給者は200数十万人といわれて、生活保護率は1%を超えております。5年前まで厚生労働省が出す生活保護の受給者率は、パーセントで表示されていませんでした。パーミリの、1000分の1の単位で出されておりました。数字だけ見れば高そうに見えるようにあらゆる統計においては、パーセントを使っていたんですが、生活保護だけは、パーミリの延々と使っていて、最近やっと1%超えたので、パーセント表示にしています。例えば、イギリスで日本の生活保護に当たるのはインカムサポートと言います。収入支援とかいう名称ですが、受給者の率は、何と23%です。つまり5人に1人は、イギリスの場合日本の生活保護に相当するものを受給しているんです。我が国は1.2か1.3%です。つまり90人に1人くらいしか生活保護を受給していないということです。いかに我が国は生活保護の受給が厳しいかということです。

生活保護に関わる年間の費用は約3兆円です。3兆円と聞くと非常に多いかのように思われますけれども、国家予算が92.3兆円で、それから比べれば31分の1ですから、そう大きなものではありません。不正受給と思われるものは、全生活保護受給の0.2%、1%も存在しないです。それなのに、たった0.2%のことをクローズアップすることによって、生活保護そのものをなるべく受給させないという方向性を徹底しています。

今、都道府県や市が設置している福祉事務所に、地域住民から苦情が殺到しているんです。生活保護受給者がタクシーに乗っている、居酒屋で酒を飲んでいる、酒屋でお酒を買っている、映画を見ている等々の苦情です。当たり前のことなんですけれども、福祉事務所に匿名の電話あるいははがきや手紙まで出す人がいるんです。

学生にそういう話をすると、「当然でしょう」というんです。「国民の血税が何で酒に消

えるの？」とか、「タクシーに乗らなくても電車を使えばいいじゃないか」と言います。私が勤めている大学は、どちらかという中流家庭の学生が多いかもしれないのですが、そういう苦情を言うことがおかしいと思う学生はほとんどいません。苦情を言う側の家庭の世帯の方が多いのだと、いつも悲しく思うんですけども、私は学生にこう言うんです。「生活保護を受給している人は車を持てると思うか。車は資産になるので、生業に関わる場合と身体障害で車が必要だと認めた以外は売却しなければいけない。だから、ほとんどの場合は、生活保護受給とともに車を売り払ってしまう。当然、緊急にどこかに行きたいときには、バスがなければ、タクシーを呼ぶことが当然あってしかるべきだと。そういう事情を知らなくて、タクシーに乗ったということをおかしいと言うことはできない。」

生活保護法は、憲法25条を基本としてできています。憲法25条というのは「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書いてあります。「健康で文化的」というのが大事であって、最低限度の生命を維持するとは書いてないんです。当然、人間なんですからたまには酒も飲みたい、あるいは映画を見に行きたい。これが健康で文化的な生活のはずなんです。憲法25条を基本にして、生活保護法ができていますから、生活保護受給者が居酒屋に行ってもいいし、映画を見てもいいし、あるいは演劇を見ろという生活を営むだけの水準の金額でなければいけないというのは当然のはずです。

何故、国民が苦情を言うのかというのは簡単です。生活保護を受給していない国民の生活水準が低いということなんです。つまり、私もそうですが、タクシーに乗ることはほとんどありません。普通の国民が今それ程毎日のように居酒屋に行くとか、映画を見ろとか、家で晩酌をするという生活を営んでいないんです。だから、そういう苦情というのは、我々の生活そのものが健康で文化的でないということの裏返しが生保護受給者に対するクレームとして表れるということなんです。日本国民の生活が極めて貧困化している、そのことを考えないで、生活保護受給者に対してなるべく受給させないという方向性を出すのは、極めておかしいと思います。

・「社会保障制度改革国民会議」での議論で良いのか、国民不在

今年の8月に社会保障制度改革国民会議が最終報告を出しますが、法律を変えなければならぬ重要なことについては、既に「社会保障審議会」というものが存在するし、そこには分科会も存在しています。それを無視して、わざわざ首相が気にいった人達15名が議論して、我々の生活に必須である社会保障の中身を決めていくんです。

最終的にはやはり国会という我々が選んだ人たちが、中心となって議論し、法律を決めます。立法府ですから、そこでいろいろなことを議論すべきはずを、国民会議で基本的な事を決めて、自民党を中心にして、我々の将来をそういう決め方でいいんだろうかということ。都合の良い人たちを集めて、勝手に決めて行くという方向性は非常におかしいと思います。

3) 消費税増税法は、庶民増税に特化

消費税は来年の4月に8%、再来年の10月には10%、2年以内に現在の倍になります。安倍政権のアベノミクスの中で、架空経済ですが、経済成長が2%を超えるように見せていくので、これは計画どおりになることはほぼ間違いないと思います。

これは庶民増税です。我々国民は、物を買うにあたって全て消費税を払っています。私たち個人は直接国税当局に消費税を納めるわけではなく、間接的に納めて、最終的には業

者が納めるということになっています。

これはほとんどのマスコミが報じていないんですが、消費税の輸出戻し税というのが消費税法第7条に規定されています。輸入する場合には当然関税が掛かりますけれども、輸出する場合は、WTOに加入している国々は輸出側は間接税を掛けてはならないと書いてあります。国内で売る分には100万円の車であれば、105万円になります。ところが、アメリカに輸出したとした場合は、100万円です。消費税を掛けてはいけません。それが消費税法第7条の1項で、輸出する商品の消費税は0パーセントにすると書いてあります。ただ、消費税法第7条の2項には、輸出する商品に関わって、製造段階で必要になった消費税は免税すると書いてあります。0%と免税というのは、全く意味が違います。免税にするというのは、例えば100万円の車を作るのに20万円の部品を買ったとしますと、1万円の消費税を払うことになります。作る段階でかかった消費税が免税になるということは、既に払った1万円を返してあげましょうと、国税当局がトヨタに返してあげましょうと、これが輸出戻し税です。

そうすると、例えばトヨタは、国内販売では消費税を払わなければいけないのに、国外に輸出した商品の方が多いので、1989年に消費税が導入されて以来一度たりとも消費税を実態的に納めたことはありません。逆に還付してもらっているんです。一昨年は1600億円の消費税を国税当局から返してもらっています。皆さん方が知っている大企業、グローバル企業、日産などは全てそうです。家電業界も全てそうです。一度たりとも消費税を国税庁に納めたことはありません。逆に還付されてばかりいるということです。ちなみにこれはどれくらいなのかというと、消費税収のうち約6分の1が大企業に還付されています。こんなおかしい国があるでしょうか。

何故、日本経団連が、自民党、民主党、公明党が消費税を上げると言ったときに、大賛成したのか。というよりも、日本経団連が消費税を二桁以上に上げろと強く言ったんです。普通なら価格が上がるので、商品が売れなくなるから大企業ほど反対するのと思うと、賛成しました。後押しもしたわけです。それは簡単なことで、グローバル大企業にとっては、消費税率が上がれば上がるほど懐に入ってくる消費税の還付が増えるわけです。単純計算すると、一昨年、トヨタが5%で1600億円ですから、10%になれば3200億円還付されるということです。だから、大企業は消費税率を上げろと言っているんです。消費税の大方は公共事業に消えるということがちゃんと書かれていますから、もうこれは我々の生活が良くなることは全くありません。

表-1 大企業役員の税・社会保険料負担

氏名	企業名	役職	年間収入	対年収負担率(%)
鈴木 敏文	セブン&アイHD	会長	4億6191万円	19.0
高橋 俊雄	富士フィルムHD	取締役	1億200万円	19.1
小林 幸雄	大塚HD	取締役	1億7159万円	19.4
大三川 彰彦	トレンドマイクロ	副社長	1億2517万円	20.9
豊田 章男	トヨタ自動車	社長	3億6505万円	21.0

出典：「しんぶん赤旗」2012年8月21日付。

この表を見てください。大企業の役員5人の税・社会保険料負担について書いてありま

す。例えば、セブン&アイ HD の鈴木さんは年収が 4 億 6000 万円、富士フィルム HD の高橋さんが 1 億 200 万円、大塚 HD の小林さんが 1 億 7000 万円、トレンドマイクロの大三川さんが 1 億 2500 万円、トヨタ自動車の豊田さんが 3 億 6000 万円、大変な金額ですね。多分一般的なサラリーマンが一生かけて受け取る金額よりも多いものを 1 年で貰っています。これだけ貰っている人達なんだから、我々庶民と違って、税金や社会保険料を沢山払っていると思ったら、年収に対する税金と社会保険料の負担率はだいたい 2 割程度です。現在所得税の最高税率は 40% です。でもこの人たちの対年収負担率は 2 割なんです。これはどう考えてもおかしいんです。

平均的な勤労世帯、平均的というのはこの人たちも含めていますが、世帯主の給与年収は 492 万円です。これは平均の感覚としてはおかしいです。いわゆる最頻値でいえば全然違って 200 万円台になります。単純平均で 492 万円ということです。その場合、所得税住民税は 38 万円、社会保険料負担は 61 万円、合計 99 万円年間で払うんです。この平均的な年収の人の税金と社会保険料負担が、こういう大企業の役員クラスの負担率と同じなんです。その何十倍も貰っている人も何十分の 1 の人も負担率が同じだというのは、どう考えてもおかしいです。例えば年収が 800 万円の場合、これは相当高い人の部類ですが、負担率はやっとなんと 27.1% です。

アメリカのノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・E・スティングリッツ博士（米コロンビア大学）は、「税金を追加で徴収する場合、ひとつの簡単な法則がある。お金のあるところに行け、というものだ。お金はどんどん最上層に集まるので、そこが必然的に追加の税収源となる。それほど簡単なことなのだ。好都合な点は、裕福な人間は国民所得全体のうち非常に多くの部分を受け取っているので、税率を少し上げただけでも多額の歳入をもたらすということだ」（ジョセフ・E・スティングリッツ著、楡井浩一・峯村利哉訳『世界の 99% を貧困にする経済』徳間書店、2012 年 7 月、316 ページ）と言っています。だから追加で税収を増やすためには、裕福な人から取れとアメリカの経済学者でありノーベル経済学賞を貰った人ですら、庶民からお金を取るなどはっきりと言っているわけです。にもかかわらず、我が国は庶民から取って、お金のある人からの部分は、去年は全く議論もされませんでした。

4) 子育て関連 3 法（「修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法」「子ども・子育て支援法及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）と子どもの権利

現在、国は、保育について、待機児童をなくしていくことを高らかに掲げています。その中身は、子供 1 人が保育所で占有する面積を狭くするということです。今までの半分にすれば、同じ面積の保育所であっても、子供の人数を倍入所できるようになるということです。そして株式会社による保育所経営をもっとやれという通達を出しています。この間、NHK のテレビ番組で横浜の改革の特集がありました。横浜は、昨年から新規の保育所全てを株式会社の保育所にしています。それが横浜方式と言われて、NHK が全国ネットで特集を組みました。これは異常事態です。来年から施行される子供子育て 3 法の前倒しで、昨年、児童福祉法も改正されておりまして、改正された児童福祉法の第 56 条の 2 に一行の文言が入っただけですが、極めて大きな改革です。

資料-1 保育所施設整備費補助金

改正児童福祉法	現行児童福祉法
<p>第 56 条の二</p> <p>都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第 35 条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）について、その新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。</p>	<p>第 56 条の二</p> <p>都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第 35 条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。</p>

出典：改正「児童福祉法」より。

資料-1 を見てください。左側の改正児童福祉法のかっこの中が変わっているだけです。保育所の建設に関わって施設整備費補助金という補助金があります。これは保育所など児童福祉施設を新たに建てる場合、あるいは現にある施設の増築や改築、改修を行う場合、それらに関わる建築費で国が算定する基準の 2 分の 1 まで補助金が出るという仕組みです。これが第 56 条の 2 に書かれています。ところが、今回の法律改正でこの補助金の対象施設から保育所だけが省かれました。つまり、保育所を作るに当たって、今までなら 2 分の 1 の補助金が出ていたのですが、それを止めます、ということです。

施設整備費補助金は、土地の取得は対象になりません。土地等はだいたい理事になる人がお金を出して土地を買うというのが多いのですが、寄付行為等で集めて、建物について国基準の 2 分の 1 が補助の対象です。しかしこれは本当に掛かった費用の 2 分の 1 ではありません。だいたい国基準よりも良いものを作ってしまうから、実際は 4 分の 1 くらいしか出ない仕組みになっていると考えていただいてもいいかと思います。それを出さないというわけです。

これは一体何かということです。2000 年に介護保険が導入されたと同時期に児童福祉法が変わっているんです。株式会社による認可保育所を作ることか可能になってしまいました。しかし、全国でそれほど進みませんでした。それは施設整備費補助金が原因でした。憲法第 89 条の公金支出禁止条項というのがあります。民間の慈善事業などに対して公金を出してはいけないという条項があります。ですから、株式会社の福祉施設に対しては、公金を出せないんです。自治体を作る保育所、社会福祉法人を作る保育所については公金が出せます。これは、公の支配する施設だからです。ところが株式会社は、純粹に私的なものですから。ここに対しては施設整備費補助金が出せないわけです。それで同じように競争させて保育所を作れ作れと厚生労働省が言ったのですが、作れなかったんです。だから今回、保育所を補助の対象から外した。つまり競争で、イコールフットイングです。

当然、公的なところの保育所設置は極めて厳しくなるということです。結局、株式会社を増やすということになります。こういうところに実は表れているわけです。先進資本主義国の中で、子供に関する支出が一番低いのが日本です。民主党政権のもとで、やっと実質無償化が図られただけです。アメリカやイギリスなどは別にして、その他の多くのヨーロッパ諸国、特に北欧は、大学まで無料というのは当然です。例えばオセアニア、私は 20

年来ニュージーランドを研究しておりますが、ニュージーランドは、学生運動が盛んで学費が高いと言われますが、現在の年間学費は 18 万円です。これで高いとって学生たちは、怒ります。今の日本の私立大学の学費は、年間 100 万円を超えています。国立大学でも 56 万円です。もっと国は、大学まで含めて未来の日本を支える貴重な人たちにお金を使うべきだと思います。

3 TPP参加は社会保障に何をもちたすか

4月20日にG20の会場で日本のTPP参加交渉加盟に関して、加盟している11カ国から賛同が得られ、日本も参加することになりました。もちろん、これは交渉参加ですから、加盟参加とは若干意味合いが違いますけども、7月の事前交渉会議から我が国も参加することができるようになりました。

安倍首相は、守るべきところは守ると言いましたが、ありえない話です。日本だけが特別扱いになるのではなくて、加盟したら12カ国が統一条件のもとで、聖域なき規制の撤廃、関税の撤廃という方向性になるということは間違いありません。アメリカとの2国間交渉で、米等についての関税を少しくらい下げるとか、あるいはこんにやく芋とか特定の品目についても個別の議論をしていますが、牛肉、自動車、保険に関しては、アメリカの要求を丸呑みしてしまいました。これは大変なことです。

特に、自動車は、今は輸出が好調だと言われていますが、アメリカは日本車に対しては、高い関税率を維持すると言っていますし、カナダも同じです。牛肉についても、関税撤廃を日本は呑みました。保険に関しては、アメリカの保険会社が入りやすくするというよりも、簡保に対する攻撃です。日本郵政は、現在100%日本国が株式を保有しています。これでは、イコールフットィングにはならない。他の保険会社に比べれば優遇されているから、これについて規制を取っ払えということです。全くの民間の保険会社と同じにするならいいけれども、そうしないのであれば、新規の保険の販売は差し止めろというふうにアメリカから圧力が掛かっております。そして日本政府はそれを呑みました。昨年11月に日本郵政の社長が緊急会見をして、今年の4月からがん保険を発売する予定であったが、取り止めますといいました。そして、今年の3月、4月から発売を計画していても出来上がっていた新学資保険を、急遽、金融庁からの認可が下りなかったので止めますと言っています。これは明らかにアメリカからの圧力です。そういう意味で、極めて不平等条約に近いようなものに日本政府は動き出していつているんだということです。

そして、農業もJAを中心にしてTPP反対だ、農業問題として大変なことになるといっています。私は元々福井県の生まれで、ずっと田んぼをやっておりまして、4年前まで3反ほど耕しておりました。近所の人と話すすと、TPPというのは訳がわからない。農協の方が、アメリカから日本米が大量に入ってきて大変なことになるとい議論を、地区の話し合いの中でやっておりました。基本的にアメリカのジャポニカ種（カリフォルニア米）が大量に日本に入るといことはあり得ない話です。カリフォルニア米は、アメリカの日本食、具体的にはお寿司屋さんや中華料理くらいしか作っていないわけです。もっと言えば、ジャポニカ米というのは、アメリカの全農産物のたった1%です。それを全部日本に売ったとしても、ほんの少しの利益しか上がりませんので、米を輸出したいからという問題ではないということです。米だと思わせたのは、反対勢力を農民だけにしてしまいたか

ったから、そういう説明を時の政権がしていたんです。決して農業問題だけではないし、アメリカは金融と製薬、そして医療機器だとはっきり言っているのです。

アメリカは通商に関しては、政府が直接出てきて交渉することはない国です。これは非常に不思議かと思うんですけども、通商に関しては米国通商代表部（USTR）というところしかやらないんです。日本政府との交渉も、このUSTRがやるんです。そこが毎年日本政府と交わす文書があるんですけど、日米投資イニシアチブというものです。簡単にいうと、話しあって日本に対してこうしなさいと、障壁をなくすようなことを言っているんです。薬に関してはドラッグ・ラグ（新薬承認の遅延）の解消、医療機器については、デバイス・ラグの解消、郵政についての規制の撤廃を求めています。こういう文言が一番大きな位置付けになっています。当然二国間交渉では、この部分が最も大きなウエイトを占めるはずなんです。

昨年11月、日本郵政ががん保険を発売しないと行ったと言いましたけども、1974年に米国系の医療保険会社であるアフラックが日本で売ったのが世界で初めてのがん保険でした。現在、日本国内でのがん保険のシェアの74%がアフラックで、5%がネットライフアリコです。日本の保険会社は、たった21%です。圧倒的に米国系が8割を占めています。アメリカが考えているのは他の保険についても、米国系の保険会社をいかに拡大するかということです。このアフラックという会社は、グローバル企業ですけども、何と全世界の利益のうち、日本だけで8割を稼いでいるんです。全世界でアフラックが売っている保険の利益の8割が日本だけで生まれているんです。だから、アメリカにとって、保険会社は、日本が狙いなんです。ちなみに私的な医療保険の全契約額は、現在5000億円です。アメリカのちょうど2倍です。日本の人口は3分の1です。市場として一番おいしいのが日本の保険市場なんです。だから、アメリカはいかに日本で保険会社が入れるようにするかが狙いなんです。

TPPに関しては、製薬や医療機器や保険だというふうにいいましたが、これについては日本医師会や全国保険医団体連合会が非常に危機的な状況になるということで、様々なパンフレットを出して、国民に対してTPPへの加盟は国民生活を破壊するんだということを言っております。

その中で出てきているのが、いつでもどこでも誰でも保険証1枚さえあれば、医療機関にかかれるという世界でも最も優れた制度である皆保険体制が崩れ、混合診療が解禁されるのではないかという不安です。株式会社による病院の参入や薬の高騰、外国人医師の参入等、TPPに加盟することによって、少しずつ拡大していくことはほぼ間違いないだろうということがいえます。

現在は、株式会社による病院経営は法律上できません。憲法第89条の関わりで、公金支出禁止条項があります。診療報酬という形で公金が直接医療機関に流れる仕組みになっておりますので、株式会社がやる病院に対して診療報酬を流すことはできません。ですから、株式会社が、病院を経営することは憲法89条を変えない限りは無理です。

ただ、注意しなければならないのは「特区」の問題があるんです。アメリカと韓国は、2009年に米韓FTAという2国間自由貿易協定を結びました。そこで、韓国には全国に6ヶ所の「経済自由区域」、日本では「経済特区」あるいは「構造改革特区」といいますけれども、それを設けてまして、その一つである仁川経済自由区域にアメリカのニューヨーク

キリスト教長老会病院という株式会社の病院が建設されました。600 床です。韓国は日本と似てまして、国民健康保険という 1 本の医療制度が行われています。日本のように健康保険や国民健康保険、共済の短期給付など細かく分かれておりません。社会保障カードというのがあって、それで病院にいつでもどこでも掛かれるという日本と非常によく似たシステムになっているのですが、既に崩れてきています。この特区の中で、株式会社による巨大な病院が出来てしまっていて、お金のある人はそっちに行くというシステムが既に始まっています。そう考えると、T P P 特区のようなものが作られる可能性が非常に高いわけです。そして針の一穴のように、これが少しずつ広がっていく。小泉内閣当時の構造改革特区で、実は既に株式会社の病院が出来ています。横浜の特区にあります高度美容整形の病院、株式会社による日本唯一の医療機関が既にあります。これは美容整形ですから、特殊で誰しもが行くというわけではありません。

それと、薬代が高くなるのではないかとということをも日本医師会や全国保険医団体連合会が危惧しております。これは確実に高くなります。アメリカは、革新的医薬品、ジェネリック医薬品よりのアクセスも T P P アクセスウィンドウを通じた迅速化、医薬品に対する関税撤廃、模倣医薬品の貿易阻止、各国における医薬品の流通障壁の低減、と言っています。この言葉だけを聞くと、アメリカの薬でも関税が無くなって安く入る、ジェネリックについても迅速化を図る、というふうに読めますけれども、全く意味が違います。

現在、新薬の特許は世界共通で 20 年です。日本の場合は、保険収載といいます。公的保険が使えるために保険収載がされた薬は 20 年間特許があるんです。ところが、ジェネリック医薬品の迅速化とアメリカは言っていますが、全くその逆をやろうとしております。特許がある期間の中でジェネリックを出せるのは 15 年目からです。それで、製造した製薬会社は、ジェネリックのために情報を公開しなければなりません。新薬、ブランド薬品といいますが、ブランド薬品を作った製薬会社から情報がでますので、ジェネリック製薬会社は研究開発部門が要らなくなるんです。研究開発に関わって数億円から数十億円かかるといわれているのですが、その分が要らないわけです。当然ジェネリックは安くなるわけです。ところが、アメリカは、開発された新薬について特別な加算を維持しろというふうに要求しています。つまり、高いままに維持して次の薬を自分のところで、また出せるようにするということを言っています。

もう一つ、アメリカが世界各地でやっているんですけれども、作った薬を部分的にどんどん改良して行って、一つの薬についての特許を延々と伸ばすということをやっているんです。どこかの成分を変えてその特許を得ると、そこからまた 20 年になるんです。これはいろんな国で繰り返していきますから、延々とある薬の特許が切れなくなっているんです。これが、アメリカの常套手段なんです。特許が切れないうちに 15 年経っていないからといって情報を公開しないで、ジェネリックを開発させないんです。そうなれば延々と薬が高いということになります。加算部分もあるし、新薬の開発に関わったということで、市中に出回る薬の価格は延々高止まりします。我々は安いジェネリックを手に入れることができなくなるわけです。これは、T P P によって確実に出てきます。かなり近いものを作って薬を発売したら、アメリカから模倣だということでも訴えられます。模倣医薬品の貿易阻止ということが入っていて、そういう手だてはちゃんと撃っているわけです。

世界の製薬会社の売上高ランキングを見ると、10 位までにアメリカの製薬会社が 5 社、

そして、スイス2社、フランス1社、イギリス2社が入っています。日本の会社は1社も入っていません。つまり、TPPで薬に関して日本に要求されるのは、結果的には、アメリカの製薬会社がいかに儲かるかという話だけなんです。日本の製薬会社は、恐らく駆逐されていくだろうと考えられます。

実は、TPPにはISD条項が盛り込まれることになっています。これは現在24分野の協議がされていますが、その15分科会で「投資」ということで協議されています。外国の投資家はその国の商品があることによって損をしている。つまり自分があるところの株を持っているけれども、その会社の株の配当が悪くなってきたのは、その国の商品があってその商品が売れなかったからだ。ISD条項というのは、投資家と国家の紛争を解決する条項です。これがTPPには入るといわれています。これが入って、例えば、あるアメリカの製薬会社が日本で薬を売ろうとしたら、日本のいろんな規制が厳しくて売れなかった。本来ならば、アメリカの売り上げ高の状況に照らせばこれくらい売れるのに、その半分も売れなかった。そのアメリカの製薬会社が日本で損をしたのだから日本政府を訴える。簡単にいうとそういうことです。投資家が損をしたからその国を訴えることができるようにするということです。

実は、NAFTA（北大西洋自由貿易協定）の中で、訴えることができるんですけども、アルゼンチン、ベネズエラ、エクアドル、メキシコ、チェコ、カナダ、米国、エジプト、ポーランドのいわゆるその他の国で、去年まで、450件の提訴がありました。その中で特徴的なのは、アメリカのセンチュリオン健康会社、健康食品を作っている会社で、その会社の株を持っている投資家から、カナダ政府に対してこういう訴えがありました。カナダ政府が独占的なヘルスケアシステム、公的医療保険のシステム、によって米国の民間企業に損害を与えているという意味において不公正な競争が行われているという主張をして、投資家がカナダ政府に対して、1億6000万USドルを要求したという提訴がありました。この訴えは認められて、カナダ政府からこの投資家は1億6000万USドルを手に入れています。

何故こんなことができるのという、実はこれは国際仲裁回付ということがISD条項の中に書かれているからです。分りにくいんですけども、例えば今カナダならカナダ政府を訴えたら、カナダの国内法に則ってカナダの国内で裁判をしなければいけないはずですが、それをしなくていいんです。世界銀行の下部組織である国際紛争解決センターで、そこに回付するという文言が付け加えられることになるわけです。そうすると、訴訟はその国の訴訟ではなくて、国際紛争解決センターに回付され、そこで行われます。例えば、カナダにしても、アメリカにしても、日本にしても、三審制を取っています。不服があれば上級審に訴えて最高裁まで行きますけれども、国際紛争解決センターは一審制です。1回限りの仲裁で終わりです。

ちなみに先程のアルゼンチンの450というのがありました。アメリカも14回提訴されておりますが、アメリカ政府が負けたことは一度もありません。何故かという、国際紛争解決センターというのは世界銀行の下部組織です。世界銀行はアメリカ主体で作られた銀行です。これまで12代の総裁がいますけれども、全てアメリカ人です。アメリカ人以外の方が総裁になったことは一度たりともありません。何故そういうことができるかという、票の数なんです。ここに加盟している各国は、代表と副代表2名ずつ出さずすけれども、投票権が違うんです。世界銀行に出資しているお金の量によって決まりますので、アメ

リカは 15.88%の票数を持っています。第2位が日本ですけれども、日本は 6.84%です。結局は多くの票がアメリカに集まるようになっている。そういう組織の下部組織として、国際紛争解決センターが存在するんですから、アメリカが有利になるに決まっています。そして一審制をとっていますので、これは大変なことになっていくということです。

・「社会保障制度改革国民会議」での議論

では、「社会保障制度改革国民会議」、そして「規制改革会議」、「産業競争力会議」の3つが「社会保障制度審議会」とは別に日本の社会保障の中身を具体的に論議していて、このなかで特に医療に関して、どういうことが言われているかということを経つか挙げてみたいと思います。

伊藤元重東大教授は、第6回の会合でこういうことを言っています。「フランスなどでは、もうパテントの切れた薬については、ジェネリックを使う場合には、その部分については公的保険でカバーしないというところまで踏み込もうとしている。日本でもこういう大胆な方向をやるべきだ。ジェネリックを選んだら、もうそれは保険は利かせません。そもそも安い薬なんだから、それを選んだ人は10割負担します。それをすべきでしょう」ということを平気で言っているわけです。

その他の委員からもこういう意見があります。誰でもいつでもどこでも医療機関に掛かれる日本の皆保険体制、フリーアクセスについてゲートキーパーのところまで一回チェックすることによって、敢えてアクセスを少し落とすことによって質を上げたらいいいんではないかと言っています。ゲートキーパー、つまり門番です。つまり、誰でも病院に掛かれるのを門番によって堰き止めると言っているんです。

これは大島という国立長寿医療研究センターの老人医療が専門のお医者さんですが、彼はこう言っています。「高齢者が救急車でどっと三次医療に押しかけています。寝たきりの仮に80才、90才の方としましょう。その方が心臓停止で送られてくる。その最中に、他の救急車から35歳の方の心肺停止が発生したという連絡が入った時、それを断らざるを得ないということが現実に起こっている。高齢者の命と若い人の命とどちらが重いなどという議論に下手をすとなりかねないと思います。そうすると、先程フリーアクセスの問題から出ましたけれども、この問題を避けて通ることはできませんよ。公費であるから、抑制する範囲を皆で決めていこうということでもあります。」というふうに言っています。これを簡単にいうと、死にかけている80才、90才の高齢者を助けなくても、同じ時に来た35才を何故助けないのか。つまり、誰でもどこでもいつでもの誰でものところを、年をとった人と若い人で分けていきましょうということを行っているわけです。

宮武という委員は、「1961年から半世紀かけて国民皆保険体制を築いてきた、『誰でもいつでもどこでも』重い負担なしに医療サービスを受けられるという体制について、『誰でも』『いつでも』はどうしても守りたいけれども、『どこでも』というのは見直し、ある程度諦める時代を迎えているのでしょ」というふうに言っています。極端な例は、NHS方式、つまりイギリスの方式です。紹介状を持ってこなかった患者は、100%自己負担というものです。

つまり、これらの会議の中で、皆保険体制の根幹を担ってきた「誰でもいつでもどこでも」について、もう廃止していこうじゃないかということを具体的に言っているということです。

それともう1点が、デバイス・ラグです。デバイスというのは、末端機器という意味ですけれども、医療機器におけるデバイス・ラグについても、もう無くしていこうということを言っています。日本は最もデバイス・ラグがあるところなんです。先進国で使われている医療機器が、即日本では使えるようになっていない。だから例えばアメリカ、ヨーロッパ等先進国で使える医療機器については、ラグがなく直ぐに日本でも使えるようにしろということを言っています。これ自身は、何か良いように聞こえます。確かにアメリカで使っている先端医療機器が日本でも直ぐ使えるようになったら、いいじゃないかと思います。でも、これも大変な狙いがあるわけです。世界の医療機器メーカーの売上げの上位10社のうち、アメリカが7社、ドイツ2社、オランダ1社です。日本はどこも入っていません。結果的に、デバイス・ラグを無くしたといった途端、アメリカの機器が日本にどんどん入ってくるだけで、日本の医療機器メーカーが潰れるような状況になるわけです。つまり、アメリカからもいろんな圧力が掛かっているけれども、日本自身が「社会保障制度改革国民会議」で自らが言っているわけです。

何故国民会議が、アメリカの圧力を受けたような形で内発的に改革を言っているのかということなんです。結局は大企業が儲かるようなシステムです。実は1980年代にいわれた言葉があるんです。「トリクルダウン」理論です。簡単にいうと、コップに水を注いで、満杯になっても水を注げばその水がしたり落ちちます。トリクルダウンするという意味です。コップが大企業だとしますと、「大企業をどんどん皆で支援しましょう。そうすれば、そのお零れはいずれ下の国民にまで行き渡りますよ」というのが、経済学で「トリクルダウン」理論といわれるものです。それを実践したのは、アメリカのレーガンです。レーガノミクスという形で大企業支援を一気に出していった。新自由主義路線ともいわれておりますけれども、それが先進国では、アメリカが一番最初に行ったトリクルダウンだといわれております。ところが、未だにこのトリクルダウンは証明されておられません。一部の企業が儲かれば、その他の企業も国民も潤うというのは実証されたことのない経済学理論なんです。それがこの日本で復活したのが、アベノミクスなんです。どこでも証明されていないのに、一部の企業が儲かるような政策をせっせと採っていくことが本当に我々国民の利益に繋がるのだろうか、これは極めておかしいと思います。本当に国民のことを考えているのは、国民のためになる改革をやるべきであって、一部の企業が利益を得る改革というのは、あってはならないと思います。

4 社会保障再生の射程・・・「能力の協働性」から税負担を考える

「能力の協働性」というのは、障害児福祉のところで使われる理論的な用語です。簡単にいいますと、知的障害等がある子どもさんがおられたとすると、自分でトイレができない子どもさんがおられた、その子に自分でトイレをする、特に自分で大便ができるようにするときに、職員はどういうふうにするのかということを考えていただくと思ふんです。まず、トイレに障害のある子どもを座らせる。職員は、オマルを持ってきて同じ格好をして座るんです。そして一緒に、きばるんです。そういうふうにして教えていくことを繰り返して、トイレってこういうふうにするんだ。そうすると大便が出るんだよと教えていくんです。つまり、能力というのは、個人の努力では如何ともしがたい部分がある。だから周りの人が、能力を伸ばしてあげる手だてをすることが必要なんだということです。こ

れを「能力の協働性」というふうに呼んでいます。

これを、敢えて税負担のところに使います。例えば、Aさんという人がいろんな会社を作ってお金を儲けたとすると、その人は「ここまで儲けたのに税金を沢山取られるのは不平等だ」と思うんです。「周りの人間は努力もせずに所得が低いといって文句を言っている。その人の努力不足だ。自分はたゆまない努力をしたからこれ程儲けられたのだから、その儲けに見合うように税金を少なくしろ」と、だいたい儲けた人はそういうふうを考えます。でもこれは「能力の協働性」を忘れているんです。皆さん方は生まれて直ぐ日本語を喋れたのでしょうか。計算できたのでしょうか。漢字を書けたのでしょうか。そんなことはありません。それは小さい時から周りの人が教えてくれたから漢字も書けるようになったし、日本語を喋ることも読めることもできるようになったわけです。ある人が能力を発揮できたというのは、それは努力というよりも経済的な周りからの支援との関わりがあるわけです。

「能力格差と経済」という問題を研究している東大の研究者がいますけれども、試験の点数がよくなるのかというのとは、その人が所属する世帯の経済力によって極めて違って来るんだとっています。それは何故なのか、つまり経済力が高ければ、小さい時から塾や家庭教師に通わせることができる。そして比較的競争の激しいような中・高にいけるし、有名な大学に行けるといっただけの話なんです。たまたまその人の生まれた世帯の所得が高かったということが、その人の将来の生活を規定する部分というのは大きいんです。だから能力というのは、本来備わっているものではなくて、周りからの様々な支援があったから能力を発揮できて最終的に所得が高くなるという仕組みなんです。

じゃあ、今まで支援してくれた人に、当然それは、還元すべきですよ。となれば、自分が儲けられたのはまさに周りの人のおかげなんだ。だから税金を高く取られてもいいと、それを還元していただくのは、当然の話ではないかということになってくる。

これを企業に置き換えてみます。この間のニュース23で、日本の港湾の貿易売上が出ていました。普通は東京の港あるいは大阪の港が日本一だと思いますよね。何と名古屋港が日本一なんです。それはトヨタがあるから当然ですよ。トヨタは名古屋港から輸出している。だからそこでのお金の動きが、日本1になるというのは当然です。トヨタは、去年1兆円以上の純利益を去年出しました。1兆円以上の利益を出す車を製造する会社というのはほとんどありません。とてつもない利益ですけども、よく考えていただきたいんです。トヨタは豊田市の工場で車を製造するにあたって、全国から部品を調達します。東北からも九州からも来ます。そのためには、高速道路網や鉄道網を沢山使っています。トヨタは自分で高速道路網を作ったのでしょうか。鉄道網を作ったのでしょうか。これは我々の税金がほとんどです。高速道路というのは大企業が優遇されるシステムがあるんです。1月に輸送する回数が多いところには、割安料金というのがあるんです。極めて安くなる仕組みになっているんです。高速道路を頻りに利用する会社程割安率が高くなっていく仕組みになっていて、極めて安い料金で高速道路を利用しているから、トヨタは東北から九州からも部品を調達できているんです。それは国民が税金を払って高速道路網や鉄道網を作ったからできたんです。そうして作った自動車を輸出する名古屋港をトヨタが作ったのでしょうか。これも我々の税金で作ったんです。つまり我々国民が陰になり日向になり、トヨタを実体的に支援しているということです。それがあつたおかげでトヨタは純利益1兆円を超えるような巨大企業になっているんですから、当然沢山の税金を払って国民に還元

すべきです。だから、税というのでも「能力の協働性」から考える、儲ければ儲けた程多くを税として負担していくのは、当然だということです。ですから消費税に頼る方向性というのは間違いであって、直接税をどんどん上げていかなければならないということです。それを強く言っていくべきです。

5 社会保障再生の射程・・・「レモンの原理」からの市場化批判

「レモンの原理」というのは、1970年代にアメリカの経済学者のアカロフという方が提唱したものです。このアカロフも実はノーベル経済学賞を貰った有名なスウェーデン系の方です。彼が提唱したのは、アメリカでレモンと言ったら、悪いという意味です。悪いか良いかという時には、レモン or ピーチといいます。ピーチというのは良いものという意味です。これは、外見で中身がわかるということです。レモンというのは、アメリカが世界中に輸出していますけれども、ポストハーベストの防府剤をものすごく使っています。ですからアメリカ産のレモンを冷蔵庫に入れておけば、半年たっても表面は腐らないんですが、切った中はかすかすで使えないということがあるんです。切っただけで中身がわからない。だから悪いものなんです。ところが、モモというのは、押してみると半日くらいで茶色くなってしまいます。つまり外から悪いとわかるから、これは外だけ見れば良いとわかるということで、良い物という意味の総称なんです。

「レモンの原理」というのは、悪いものが大変増えていくということなんです。これを病院に置き換えて考えてみられたら結構かと思います。我々は風邪かなと思って病院に行きますよね。あるいは頭痛がするから脳腫瘍かもしれない、脳梗塞かもしれないいろいろなことを思って病院に行きます。例えば、頭が痛いということで病院に行って、MRIをとったら、脳腫瘍が発見されたとします。そうすると、化学療法、物理的療法等含めていろいろなことを説明されます。でも情報の非対象性というのがあります。情報が多い方と片方の方の人には情報がほとんどないということです。対称ではない。一緒ではないということです。つまり医療を施す側では情報が沢山あるけれども、受ける側には情報がほとんどない。こういう場合を「情報の非対称」、「対象でない」といいます。医療というのはまさにそうです。先端の医学、科学、化学などを利用するような領域です。様々な抗がん剤もいろいろな効果があると言われてはいるわけですが、最後の判断は本人か家族に委ねられて、手術の場合は署名捺印しなければなりません。でも、それはほとんどそれを分かんずに、医者が言うんだからそうだろうと考えています。つまり全てを委ねます。

こういう分野に株式会社が入ったらどうなるのか。アメリカでは株式会社による病院が沢山あります。情報の非対称性があるから、結果的には、「あなたにはこんな薬がいいですよ」、といっても、株式会社が作った病院であれば、当然、医師も自分の病院、会社が儲かるような薬なり治療方法を勧めます。ジェネリックで安いものがあったとしても、自分の会社の薬の方が効くかのように表現してそっちを売る。高いものを売る。医療機器でも別に電気メスでなくて普通のメスを使っても同じ手術ができるにもかかわらず、電気メスを使った方がいいよというかもしれない。株式会社は、株主に配当をしなければいけないですから、利益を出さなければいけないわけです。当然利益率が高い薬や医療器具、治療方法を説明していくんです。でも患者側には情報がないですから、それは正しいと判断してしまう。そうすると世間には、悪い医者ばかり増えてしまう。簡単にいうとそれが「レモンの原理」です。

ですから人間の生活・生命の根幹部分であるとか、情報の非対称性があるような分野に大量に株式会社が入るのには疑問符がつくというのが「レモンの原理」です。

福祉の領域でもそうです。介護の部分においては、居宅部門は7割が株式会社及びNPOになっています。案の定、何が起こったか。2007年コムスン問題がありました。コムスは全国に2400ヶ所のブランチがありました。ブランチの所長の半分くらいは正職員でしたけれども、働いている人、所長以外は全てパートでした。何故パートにするかという、利益を上げるためには人件費を削るしかないからです。人件費を徹底して削っていても、利益が上がらないから、最後にやったのは、介護報酬の不正受給でした。結局それは、営業停止になって潰れてしまった。つまり人間の生活・生命の根幹部分に利益を出さなければいけないという株式会社が入ると、最終的には不正請求になっていくという良い事例が、コムスン事件だったと思います。ですからこの分野に株式会社を入れてはいけない。利益を株主に配当するという会社を入れれば、当然こういうことが起こってくるのであれば、やはり公的な部分で、我々の生活生命を守っていくというシステムを構築していかなければいけないんです。

だから「社会保障制度改革国民会議」、あるいは「規制改革会議」、「産業競争力会議」、TPPが目指す方向というのは、あってはならないことで、それを阻止しながら、本当に国民のためになる方向性というのをもう一度考えなければいけない時期に来ていると思います。

(本稿は、講演録を基に事務局がまとめた原稿に講演者が修正を加えて作成したものです。)

